

# メディカルフィットネスクラブ エールフィット 会則

令和5年11月26日 施工  
令和8年5月1日 改訂

## 【 第1条 】 クラブの名称

本クラブは「メディカルフィットネスクラブ エールフィット」(以下「本クラブ」といいます)と称します。

## 【 第2条 】 クラブ所在地

本クラブの所在地は、大阪府枚方市津田山手1丁目24-1とします。

## 【 第3条 】 クラブを運営する会社

本クラブの運営は、「吉泉興産有限会社」(以下、「会社」といいます)が行います。

## 【 第4条 】 クラブの目的

本クラブは、“心身の健康づくり”をサポートすることを目的とします。

## 【 第5条 】 入会契約の締結及び手続

本クラブは会員制とし、入会に際しては以下の手続をとるものとします。

1. 本クラブに入会しようとする方は、本規約及び細則、利用規定の諸契約を会社と締結しなければなりません。
2. 会社は1.に際して、本規約及び細則、利用規定を交付するものとします。
3. 本クラブの会員種類、利用条件等は、「細則」のとおりとします。
4. 本クラブへ入会を希望する方は、所定の申込手続を行い、会社の承認を得た上で、所定の入会金及び会費を本クラブに納入するものとし、別途定める利用開始日から利用できるものとします。

## 【 第6条 】 会員の入会資格

本クラブの入会資格は以下のとおりとします。

1. 15歳以上(中学生不可)で、本規約及び本クラブの諸規定を遵守する方。
2. 健康状態に異常がなく、医師等に運動を禁じられておらず、本クラブの諸施設の利用に耐えうると認められた方。(健康状態に疑義のある方は、別途ご相談ください。)
3. 刺青(タトゥー)等をしていない方。
4. 反社会的勢力の関係者ではない方。

## 【 第7条 】 会員証

本クラブの会員(以下「会員」といいます)に対して会員証を発行し、会員は以下のように会員証を取り扱うものとします。

1. 会員は、本クラブを利用する時、スマホアプリ内の会員証にて、チェックイン作業をしなければなりません。
2. 会員証は会員本人のみが使用し、他の方は使用できません。
3. 会員証を紛失した場合、速やかに本クラブに届出ください。
4. スマホをお持ちでない場合、別途会員カードを発行します(手数料 550 円)
5. 本クラブを退会する時、スマホアプリ内の会員証および会員カードは無効になります。(会員カードは返却頂きます)

## 【 第8条 】 会員名義の変更

会員は如何なる場合も、その会員資格を他に譲渡することはできません。

## 【 第9条 】 入会金・諸会費の取扱

会員は入会手続時に、初回2ヶ月分月会費を本クラブに納入しなければなりません。

いかなる場合も、初回2ヶ月分月会費は返却しないものとします。

月会費の納入方法は前納となり、入会后3か月目以降月会費は金融機関より口座振替もしくはクレジットカード支払いになります。

口座振替の場合、毎月27日が振替日となります。また27日が休日(金融機関休業日)の場合は、翌営業日となります。

クレジットカード支払いの場合、各クレジット会社の引き落とし日となります。

## 【 第10条 】 会費の取り扱い

会員は「細則第2条」に定める会費を施設利用の有無にかかわらず、所定の方法により支払うものとします。

## 【 第11条 】 施設の利用料

1. 会員は有料プログラムを除き、マシンジムおよびレッスンプログラムを追加料金無しで利用できるものとします。
2. 会員は有料プログラムを利用する場合には、所定の方法によりその料金を支払うものとします。

3. 災害や施設の都合、インストラクターの都合でレッスンが休講の場合があります。その際の補償や返金、代替レッスンは行わないものとします。

#### 【 第12条 】 会費、利用料の変更

1. 本クラブは、会費または利用料が不相当なものになったと判断した場合、これを変更することができます。
2. この場合、本クラブは3ヶ月前までに会員に告知するものとします。

#### 【 第13条 】 営業時間・休業日の変更、臨時休業等

1. 本クラブは、諸般の事情により営業時間・休業日を変更する場合があります。
2. 本クラブは、次の理由により、施設の全部または一部を臨時に休業または使用制限することがあります。
  - (1)天災、地変等やむを得ない理由により本倶楽部を開場できないとき。
  - (2)施設補修または改修をするとき。
3. 本クラブは、前項1. および2. (2)の場合、1ヶ月前までに会員に告知するものとします。

#### 【 第14条 】 会員の変更事項

会員は、住所、連絡先その他、入会申込手続きの際の記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を所定の書面にて本クラブに届け出るものとします。

#### 【 第15条 】 休会

1. 会員は長期出張または傷病、その他やむをえない理由により、本クラブを休会することができます。
  - (1)会員は休会する場合、所定の書面により会社に休会届を提出するものとします。
  - (2)休会期間は、最長3ヶ月までとします。
  - (3)会員は、上記休会期間、会費の支払いを免除されます。ただし、会費の支払い免除は、前月の10日までに休会届を会社が受理した場合、その翌月より適応されるものとし、前月の11日以降、休会届を会社が受理した場合は、翌々月よりの適応となります。
  - (4)休会する会員は、本クラブに所定の休会費2,200円(税込)を支払うものとします。
  - (5)休会期間は会則第11条第1項が適用せず、施設を一切利用できません。
  - (6)休会期間は会員特典(入浴券進呈、入浴割引等)を受けられません。
2. 休会した会員の復会は以下の方法で行われます。
  - (1)休会届時の休会期間が経過した場合、自動的に復会となり、会員は復会月から所定の会費を支払うものとします。

#### 【 第16条 】 ビジターの利用条件

本クラブは、会員の施設利用の妨げにならない範囲で、以下の場合に限り、会員以外の方がビジターとして本クラブを利用することを認めるものとします。

1. 会員が同伴する場合。
2. 会則第6条(会員の入会資格)の条件を満たすことのできる者で、本本クラブが特に認めた場合。
3. 体験利用者等で、会社が施設の利用を認めることができると判断した場合。
4. 会社はビジターの人数を制限したり、施設の利用を制限したりすることができるものとします。
5. ビジターは、本クラブの利用に際し、所定のビジター料金を支払うものとします。
6. 会員は、会員と同伴または会員の紹介したビジターの本クラブ内での行為について、一切の責任を負うものとします。
7. 施設のご利用に関しては、同伴してきた会員の資格に準ずるものとします。
8. ビジターについても、会則は適用されます。

#### 【 第17条 】 秘密保持

本クラブおよび会員は、双方の機密情報(会員におかれてはその個人情報含む)について、会員の入会期間中および期間後といえども守秘義務を負うものとします。

#### 【 第18条 】 施設利用ができない者

1. 反社会的勢力の方。
2. 刺青(タトゥー)等をしている方。
3. 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方。
4. 飲酒等により、正常な施設利用ができないと認められた方。
5. 医師により運動を禁じられている方。
6. 他の施設利用者に迷惑をかけるなど、会社が不相当と認めた方。
7. 予約システムやマシン、スタジオ利用において、本クラブのルールに賛同いただけない方やお守りいただけない方。
8. 本クラブおよび湯 desse ひらかた施設内において、著しくマナーやルールを守らない方。

### 【 第19条 】 会員の賠償責任

1. 会員ならびに会員が同伴したビジターが、本クラブの利用に際して発生させた人的事故・物的事故・盗難については、会社は一切損害賠償の責任を負いません。
2. 会員が本クラブの諸施設を利用中、自己の責に帰すべき事由により、会社または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償をしなければなりません。尚、会員が同伴または紹介したビジターについては、会員が連帯して賠償しなければなりません。

### 【 第20条 】 本クラブの免責

1. 会員または会員が同伴・紹介したビジターに、本クラブの利用に際して発生した人的・物的事故については、会社は責任を負いません。ただし、会社に過失がある場合には、会社が一定の補償をするものとします。
2. 会員または会員が同伴・紹介したビジターに、本クラブの利用に際して発生した盗難、紛失については、本クラブは一切の損害賠償の責を負いません。
3. 個人の所有物については、盗難、紛失の観点より、更衣ロッカーにて保管頂き、それ以外の場所には置かないでください。

### 【 第21条 】 退会

1. 会員が本契約を解除しようとするときは、弊社規定の書面にて本クラブに退会届を提出するものとします。電話による申し出は受付けません。退会届提出期限は退会月の前月10日までとします。(10日が休館日の場合は9日までとします)8月のみ5日までに提出してください。  
(1)会員は、退会届を提出した当月の会費を支払うものとし、翌月以降の会費は免除されるものとします。ただし、提出期限の過ぎたものに対しては、翌月の会費を支払うものとします。
2. 会員は、本規約に基づく諸契約を本クラブと締結し、別途定める利用開始日から5日を経過するまでは、無条件で書面により会員契約を解除することができます。この場合、本クラブは受領した入会金及び会費全額を速やかに返還しなければなりません。ただし、入会手続きに要した費用については、この限りではありません。

### 【 第22条 】 本クラブの契約解除

本クラブはやむを得ざる事情により、会員との契約を解除する場合には、書面にて、会員に契約解除を通知するものとします。

### 【 第23条 】 会員資格の喪失

会員は、次の場合に会員資格を喪失し、自動的に契約は終了するものとします。

1. 死亡
2. 除名
3. 退会
4. クラブの閉鎖

### 【 第24条 】 会員の除名要件

会員ならびに会員が同伴・紹介したビジターにおいて、次の各項目のいずれかに該当する行為があった場合、本クラブは会員資格を一次停止または除名することができます。その際、事前に納入頂いている月会費等は一切返金致しかねます。

1. 会員が、入会に際し虚偽の申告を行ったとき、または入会資格に抵触したとき。
2. 会員が本クラブの名譽を毀損したり、他の会員に著しく迷惑となる行為があったとき。
3. 会員が会費、その他の諸支払いを2ヶ月以上滞納し、支払いの催促に応じないとき。
4. 故意に本クラブの施設、設備を破損したとき。
5. 本クラブ内において、会社の許可を得ずに商行為や、政治活動、宗教活動を行ったとき。
6. 本クラブおよび湯 desse ひらかた施設内において著しくルールやマナー違反行為があったとき。
7. 本規約及びその他の諸規則に違反したとき。
8. 本クラブのスタッフやインストラクターの指示に従っていただけないとき。

### 【 第25条 】 諸規則の遵守義務

会員及び会社は、本規約及びその他の諸規定を遵守するものとします。

### 【 第26条 】 本規約及びその他の規約の改正

規約の改正ならびに細則、利用規定の制定及び改正は、本クラブがこれを定めるものとし、その効力は全会員に及ぶものとします。

1. 本クラブは、本規約及び細則を改正するとき、または利用規定の重要な案件に係わる規定を改正するときは、内容を会員に通知するものとし、変更後の会員規約、細則、利用規定を会員に交付するものとします。
2. 会社は、利用規定の軽微な案件に係わる規定を改正するときは、その内容をクラブ内の所定の場合に掲示するものとします。

# メディカルフィットネスクラブ エールフィット 細則

令和5年11月26日 施工

令和8年5月1日 改訂

## 【第1条】会員資格

会則第6条(会員の入会資格)の条項を満たし、別途募集要項等に定めた方とします。

## 【第2条】会員種別・月会費

種別	利用日	利用可能時間	月会費(税込)	毎月特典
オールタイム会員	全営業日 (毎週木曜 休館)	全営業時間	12,100円	・泉の湯入浴無料券5枚/毎月 ・泉の湯入浴優待(500円/回)
デイ会員		平日10時~15時 土日祝 終日	9,900円	・泉の湯入浴無料券3枚/毎月 ・泉の湯入浴優待(500円/回)
イブニング会員		平日17時~22時 土日祝 終日		

- 全営業時間とは(定休日木曜を除く)10:00~22:00 です。
- 定休日は、毎週木曜日、お盆、年末年始、その他施設修繕の特別休館日です。
- 毎月特典の入浴無料券受取りについては、本クラブフロント(地下1F)にて毎月初回利用時にお申し出ください。  
無料入浴券は毎月末までの有効期限です。会員ご本人以外も使用頂けます。  
ただし、無料入浴券を有償で販売することや、転売サイトやオークションサイトに出品することは禁止となります。  
使用する場合、泉の湯1Fフロントに無料入浴券を提出頂き、受付を済ませてください。  
(万一、入浴券未提出等の不正入浴や転売行為が発覚した場合、会則24条6項に基づき会員除名とする場合があります。)
- 毎月特典の入浴優待(500円)については、会員様本人に限り(定休日木曜以外)いつでもご利用頂けます。  
泉の湯1Fフロントにて会員証をご提示の上、別途500円をお支払い頂き、受付を済ませてください。
- 毎月特典は諸事情により予告なく変更させて頂く場合があります。

## 【第3条】同伴ビジター

- 会則第6条(会員の入会資格)および、第16条(ビジターの利用条件)の条件を満たすものとします。
- 同伴ビジターの利用料は、1,650円(税込)/回となります。

## 【第4条】入会金・諸会費・諸費用の変更

本クラブは、会則および細則に基づいて、会員が負担すべき月会費を社会経済情勢の変動に応じて変更することができます。

## 【第5条】手数料

- 会則第7条(会員証)3項の会員カードの発行手数料は、550円(税込)とします。
- ロッカーキーを紛失された場合は、実費として3,300円(税込)を頂きます。

## 【第6条】利用方法

- スタジオレッスンおよびトレーニングレッスンの参加についてはインターネットでの完全予約制です。  
会員ご自身で予約をしていただき、予約無しではレッスンへの参加ができません。
- マシン使用の際には、他の会員に配慮しながら、ルールやマナーを守って利用ください。
- スタジオについて、各種レッスン、イベント開催時以外のご利用できません。
- 本クラブのレッスンやマシンの数およびサービス内容は、クラブの状況により適宜変動します。

## 【第7条】種別変更

月会費の異なる会員区分の変更については、その月会費の差額分を会員区分変更月会費として納入してください。ただし、月会費の安い会員区分へ変更した場合においては、すでに納入いただいた月会費は返還いたしません。

## 【第8条】変更手続き

会員の都合による会員区分の変更手続きは、変更希望月の前月10日までに来館し、書面にて所定の手続きを完了しなければなりません。  
(代理人による手続きまたは、電話による申し出は受け付けません。) 8月は、5日までに手続きを完了してください。  
10日が休館日の場合は9日までとなります。

## 【第9条】個人情報の取扱について

会員様の情報、会員様との入会契約ならびに、本入会契約に基づく弊社のご提供するサービス等について、またサービス等のアフターケア、あるいは希望事項の、実行のご連絡のために、弊社において正当な事業遂行のための範囲内で利用いたします。個人情報の開示や訂正をされる場合は、本クラブまでお申し出ください。